

〈野ざきの家 利用料金表〉

2022年10月1日 更新(赤字部分)

○ 基本料金(1月につき)

要介護状態区分	基本料金	利用者負担金 介護給付費体系額の 1割	利用者負担金 介護給付費体系額の 2割	利用者負担金 介護給付費体系額の 3割
要支援1	37,233円	3,724円	7,447円	11,170円
要支援2	75,246円	7,525円	15,050円	22,574円
要介護1	112,881円	11,289円	22,577円	33,865円
要介護2	165,893円	16,590円	33,179円	49,768円
要介護3	241,324円	24,133円	48,265円	72,398円
要介護4	266,342円	26,635円	53,269円	79,903円
要介護5	293,677円	29,368円	58,736円	88,104円

○加算利用料金

項 目		基本料金	利用者負担金 (介護給付費体系の1割)	利用者負担金 (介護給付費体系の2割)	利用者負担金 (介護給付費体系の3割)	備 考
初期加算		324円 /日	33円 /日	65円 /日	98円 /日	30日を限度とする
認知症加算	認知症加算(Ⅰ)	8,664円 /月	867円 /月	1,733円 /月	2,600円 /月	認知症日常生活自立度によりどちらかを算定
	認知症加算(Ⅱ)	5,415円 /月	542円 /月	1,083円 /月	1,625円 /月	
若年性認知症利用者受入加算		8,664円 /月	867円 /月	1,733円 /月	2,600円 /月	①受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めていること ②若年性認知症利用者に対して、特性やニーズに応じた介護サービスを提供すること 以上の条件にて算定可能 2020年8月1日から適用
看護職員配置加算	看護職員配置加算(Ⅰ)	9,747円 /月	975円 /月	1,950円 /月	2,925円 /月	①常勤専従の看護師を1名以上配置していること ②定員超過利用または人員基準欠如に該当していないこと 以上の条件にて算定可能 2019年4月1日から適用
総合マネジメント体制強化加算		10,830円 /月	1,083円 /月	2,166円 /月	3,249円 /月	地域における活動への参加
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	8,122円 /月	813円 /月	1,625円 /月	2,437円 /月	資格保有職員、常勤・長期勤続職員の配置状況によりいずれかを算定 ★本事業所では(Ⅱ)が適用されます
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6,931円 /月	694円 /月	1,387円 /月	2,080円 /月	
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	3,790円 /月	379円 /月	758円 /月	1,137円 /月	
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に介護保険法で定められたサービス別加算率(当事業所は10.2%)を乗じた単位数で算定				
特定処遇改善加算	特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に介護保険法で定められたサービス別加算率(当事業所は1.2%)を乗じた単位数で算定				
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に介護保険法で定められたサービス別加算率(当事業所は1.7%)を乗じた単位数で算定				

○食費、雑費等(実費)

食費、雑費等(実費)

項 目		料 金	備 考
食費	朝食	300円 /食	おとりになった食数分ご請求いたします
	昼食	650円 /食	
	夕食	550円 /食	
	おやつ代	100円 /食	
宿泊代		3,500円 /泊	お一人一部屋ご利用された場合
		2,500円 /泊	お二人で一部屋ご利用された場合
その他		・おむつ代	
		・レクリエーション等の材料代	
		・日常生活上必要なものであって、負担して頂くことが適当と認められるもの	

表面より

* 事業所より半径2km以上のご自宅への訪問、送迎については下記の料金が別途かかります。

項 目	料 金	備 考
事業所より半径2km以上の訪問	200円 /回	当事業所の訪問員が1回の訪問につき頂く費用です
事業所より半径2km以上の送迎	250円 /回	通い・宿泊サービスをご利用される際、片道の送迎にかかる費用です

○平成30年度から32年度までの地域区分の適用地域について

三鷹市		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%
人件費割合	70%	11.40%	11.12%	11.05%	10.84%	10.70%
	55%	11.10%	10.88%	10.83%	10.66%	10.55%
	45%	10.90%	10.72%	10.68%	10.54%	10.45%
地 域		特別区	町田市 狛江市 多摩市	八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市 稲城市 西東京市	立川市 昭島市 東村山市 東大和市 清瀬市	東久留米市 あきる野市 日の出町

※当事業所は三鷹市に該当するため、**3級地の10.83%**になります。

※6級地以降につきましては、省略させていただきます。